

提供日 2022/03/11
タイトル 建設業者に対する監督処分
担当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連絡先 許可班
TEL 054-221-2507



- 1 処分を受けた者
商号 有限会社神山組
所在地 三島市中164番地の6
許可番号 静岡県知事一般建設業許可第13858号
許可業種 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、解体工事業
- 2 処分内容
建設業に関する営業のうち、民間工事に係るものの営業停止
※「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。
- 3 営業停止期間
令和4年3月26日～令和4年3月28日（3日間）
- 4 処分理由
有限会社神山組の代表取締役は、産業廃棄物である木くず等約97.73kgを、三島市北沢の自社資材置き場で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき罰金40万円の有罪判決を受け、その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第3号（他法令違反）に該当すると認められることから、静岡県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準により、建設業法第28条第3項の規定に基づき3日間の営業停止処分を行う。
- 5 その他
営業停止処分と同日付で、同社代表取締役に対しては、建設業法第29条の4第1項の規定に基づき、3の処分期間と同期間の営業禁止処分を行う。